

第362回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和4年3月9日(木)17:00～17:19

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、ただいまから、第362回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、議事次第にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて事務局より御説明をお願いします。

○靄田総務課長　第1部につきましては公開案件になりますが、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑みまして、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、第1部の議事の模様につきましては、インターネットで同時中継を行っております。第2部の議題につきましては、個別の民間企業の情報を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日、委員会ホームページに掲載することといたします。会議資料につきまして情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談するという扱いにしたいと考えております。念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように、議事次第において第2部として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えていますが、異存ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

では、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。

それでは、議題の1「一般送配電事業者の託送供給等約款の変更の認可について」に関しまして、高橋管理官から御説明をお願いいたします。

○高橋管理官　NW事業監視課の高橋でございます。

私からは、「一般送配電事業者の託送供給等約款の変更の認可について」御説明させていただきます。

4行目、趣旨の欄を御覧ください。一般送配電事業者10者から3月3日付で、経済産業

大臣宛てに約款の変更の認可申請がありました。そして3月8日付で大臣から意見を求められましたので、委員会としまして、この回答について御審議いただくというものでございます。

21行目、変更内容は4月1日から適用されるということです。

30行目、主な申請内容ですけれども、3つの項目がありますが、いずれも当委員会の制度設計専門会合やエネ庁の電力・ガス基本政策小委員会などで整理された内容を約款に反映させるというものでございます。

各社の認可申請書は42ページ以降につけていますけれども、代表として東京電力P Gの新旧対照表を6ページ以降につけております。

31行目、1つ目は、損失率の定期変更ということで、これは送電ロス率になりますけれども、変更内容としましては、今は2017年度から2019年度までの実績平均値であるものを、2018年度から2020年度までの実績平均値に変更するというものでございまして、これは2019年の制度設計専門会合で整理され、このようにしていくという内容でございます。電圧別になっていまして、北海道は現行の1.7%から1.8%、高圧は4.2%から4.4%、低圧は7.4%から7.6%となっております。他社については御覧のとおりとなっております。

続きまして、2つ目は、発電設備の分割による保安規制の回避を防止するための変更ということで、変更内容は、保安規制の回避を目的として発電設備群を複数の発電場所として分割している事例がありまして、今後は特段の理由がある場合を除いて、そうしたものは全て1つの発電場所と、一の需要場所として適用できるようにして、保安規制を回避できないようにするというものでございます。

約款上の手当としましては、49行目に1構内に関する規定を書いていますが、その後ろの52行目に、ただし書として複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り1構内をなすものとみなす規定を追加するというものでございます。

こちらにつきましては、昨年11月の電力・ガス基本政策小委員会で整理された内容でございます。これを踏まえまして電気事業法施行規則もこの4月から改正施行されまして、同じようにこちらの約款にも反映するというものでございます。

最後、3つ目は、インバランスリスク料の算定ということで、今、FIT特例①のインバランスリスク料の算定について、そもそもインバランスリスク料は平均単価を用いて算定しています。もともと2015年5月の買取制度運用ワーキンググループで決められたのですけれども、当時FIT特例①につきましては、小売から一送に対してインバランスリスク

等に相当する額を託送料金の支払いの際に併せて精算を行うように整理され、また、インバランスリスク料は30分ごとに計算し、インバランスリスク料の総額がマイナスになる場合はゼロとみなしましょうという方針が出されたのですけれども、一方で、当時電力会社のシステム改修が完了していなかったので、完了するまでは年間の平均インバランス単価を用いて精算しましょうということになりました。このたびシステムの改修が完了しましたので、本来どおり30分ごとに計算します。ただ、そうしたときに総額がマイナスになる場合が出てしまいますので、それをゼロとする旨を約款に追記するというものでございます。

90行目ですけれども、これらにつきまして、いずれも電気事業法第18条第3項に照らして適合していると認められますので、認可することに異存がない旨を回答させていただきたいと考えております。

私のほうから御説明は以上になります。御審議よろしく申し上げます。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局から御説明の内容につきまして委員の皆さんから御質問、御意見がございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

(質問、意見：なし)

それでは、ございませんようですので、事務局から御説明がありましたとおり委員会として意見回答することとして、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2に参りたいと思います。「日本卸電力取引所の2022年度事業計画書・収支予算書の認可について」に関しまして、東取引制度企画室長から御説明をお願いいたします。

○東取引制度企画室長      よろしくお願ひいたします。

JEPXの来年度の事業計画と収支予算の認可についてでございます。電事法の指定法人となっておりまして、法律に基づいて経産大臣宛てに認可申請がございまして、経済産業大臣から当委員会のほうへ意見聴取が来たところでございます。これを踏まえて御審議いただければと思います。

2ページ目以降に、それぞれ事業計画と収支予算について、事務局のほうで概要と中身

を確認した結果をまとめてございます。

まず事業計画のほうですが、大きくⅠとして運営方針が記載されております。電事法に基づいて指定法人として、しっかり取引機会の拡大と指標性のある価格形成に取り組むことを書いてございます。

それからⅡとして取引所運営のためのインフラ的な取組として、人員の拡充ですとか、ガバナンスの強化、監視をしっかりとやっていくこと。さらには、取引システムをアップデートしていきますということが記載されております。

大きなⅢとして足元の国の審議会、あるいは取引参加者のニーズを踏まえた取組ということで、中長期的な卸電力市場の在り方の検討をしっかりとしていくということ。それから足元のスポット市場に関する検討。具体的にはエリア別の入札カーブの公開ですとか、ブロック入札のシステム改善といったこと。さらには時間前市場、先渡市場等々、足元の検討をしっかりと深めていくことを書いてございます。

それで3ページ目でございます。審査基準に照らしまして、事業計画にきちんと運営方針が記載されていることを確認いたしました。加えて、先ほど申し上げた運営方針の下で取引所の体制、ガバナンスといったこと。安定的な運営の基盤となる事項について取組方針が記載されていることを確認いたしました。さらにはスポット市場ですとか、時間前・先渡市場といった各種市場の活性化に向けた取組方針が記載されているところを確認いたしました。こうしたことを踏まえて、本事業計画は審査基準に照らして適正なものと考えてよろしいのではないかと考えております。

次のページでございます。収支予算のほうでございます。

収支予算の概要について、こちらの4ページ目に書いてございます。収入につきまして大宗は手数料収入ということになっておりまして、次年度につきましても、今年度よりも若干非化石関係の収入が増えるという見込みになっております。収入の合計としては24億6,200万円ということになります。また支出につきましては、こちらも今年度よりも少し増える見込みになっていまして、主に先ほど申し上げたシステムのアップデートの関係でやや予算を多く積んでいますが、トータルで13億2,200万ということで十分に黒字が出る見込みになっていまして、持続可能性のある収支計画になっているかと思います。

5ページ目でございますが、同じく事務局のほうで確認した結果でございます。収入と支出の部がきちんと整理されていて、勘定の整理が適切であることを確認しました。

審査基準の中に出てくるのですが、いわゆる分断が生じたときの市場間値差収益につい

て、他の収益から実質的に区分されていることを確認いたしました。

さらには、収入について過去の実績を踏まえて適切に見積もられていることと、システム、人件費を含め、事業計画と整合的に見積もられていることを確認しました。また収支バランスについても、10億円以上の税引き前利益を確保できる見通しを確認いたしました。

こうしたことを踏まえて、こちらの収支予算につきましても審査基準に照らして適正で、問題がないものと考えてよろしいのではないかとというように事務局としては考えております。そうした旨、経産大臣に回答してよろしいか、御審議いただければと思います。

私からは以上です。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明の内容につきまして御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。——圓尾委員、お願いいたします。

○圓尾委員      審査基準に照らしてこれで十分である、と回答することに異論はありません。

その上で、取引所から提出された事業計画書を拝見しますと、Ⅲ以降のところに今年度の取り組みが書いてあります。けれども、基本的には国の審議会で求められたことに対する対応がずっと並んでいると思います。自らも書かれているように、やはり参加者のニーズを自ら拾ってよりよい取引所に変えていくことも、もっと能動的に動いていただけたらいいのと思います。最後のところに書かれていますが、ニーズをしっかりと把握する行動も、ぜひ来年に向けてお願いしたい、とお伝えいただければと思いました。

以上です。

○横山委員長      どうもありがとうございました。よろしくお伝えしていただきたいと思います。

○東取引制度企画室長      （うなずく）

○横山委員長      では、ほかにいかがでしょうか。

それでは、事務局から御説明がありましたとおり委員会として意見回答することとして、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の3「電力・ガス取引監視等委員会の活動状況（令和2年9月～令和3年8月）について」に関しまして、靄田総務課長から御説明をお願いいたします。

○靄田総務課長 資料5でございます。

電事法に基づきまして当委員会は毎年、その事務の処理状況を公表しなければならないこととされております。本委員会が設立されたのは2015年9月でございます、それ以降、9月から8月までの活動状況を毎年まとめて年次報告という形で公表してまいりました。今回は委員会設立6年目、すなわち一昨年9月から昨年8月までの1年間の活動状況をまとめて公表するものでございます。公表する報告書の案は資料の後ろのほうに大部でつけてございますが、委員の方々にはドラフトの段階で見ていただいて、事前に御意見をいただいております、それを反映したものとなってございますが、本日、最終確認をしていただいた上で公表したいと考えております。

改めて報告書の構成とポイントを御説明させていただきますが、まず大きな構成といたしましては一部必要な修正をしておりますけれども、過去整理し直してきた年報の構成をベースとしております。

第1章は、電力の小売市場・卸売市場に関する取組としておりますけれども、令和2年度、冬期のスポット市場の価格高騰等に触れつつ、電力の小売営業に関する指針の改定の件など、期間内に実施した建議等についても項目を立てて記載しております。

第2章でございますけれども、送配電分野に関する取組ということになっておりまして、送配電事業者の監視について述べた上で配電事業制度の詳細設計、また配電事業者に係る行為規制など期間内に実施した幾つかの建議。そして令和2年度、冬期の需給逼迫を踏まえた調整力の調達、運用の改善等についてレベニューキャップや発電側課金等に触れつつ、記載をしておるところでございます。

第3章につきましては、ガスの小売市場・卸売市場に関する取組として活動内容を記載しております。

第4章は、ガスの導管分野に関する取組といたしまして監視状況について記載しつつ、ガス託送料金の値下げ方法に関する建議について記載しております。

第5章は、熱供給事業に関する取組について記載しております。

第6章が最後の章になりますけれども、紛争処理、広報。また、令和2年8月から開催された当委員会の検証に関する専門会合が同年11月に検証結果の取りまとめをしております。

すので、それについて記載をしております。

以上が本文でございまして、その後に参考資料といたしまして運営理念、審議経過、建議の一覧等含め、関連資料の詳細をつけてございます。

以上が今回作成いたしました年次報告書の構成と内容でございます。これを本日、御承認いただきましたらホームページで公表したいと考えております。これでよろしいか、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいま委員会の年次報告書の御説明がございましたが、内容につきまして委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

（質問、意見：なし）

それでは、事務局から御説明がありましたとおり委員会として決定し、公表することとして、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。どうもありがとうございました。

それでは、こちらで1部は終わりになります。

——了——